

日バス協企労第102号
令和5年3月27日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会
会長 清水 一郎

賃金引上げの際の同一労働同一賃金の観点を踏まえた対応等について（周知依頼）

平素より当協会の活動に格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省（労働基準局長、職業安定局長及び雇用環境・均等局長連名）より、別紙のとおり、賃金引上げの際の同一労働同一賃金の観点を踏まえた対応等について周知依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下の会員事業者の労務ご担当者へ、別添①～④のリーフレットについての周知をお願いいたします。

担当：企画・労務部 田知花
電話：03-3216-4015